

『建築職 パーフェクト演習講座 建築計画・建築法規』(KU24443)

訂正表

2024年11月20日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 47	[No. 20] 問題の選択肢	誤	1 A、B 2 A、D 3 B、C 4 B、D 5 C、D	2023/5/16
		正	1 A、B 2 A、C 3 B、C 4 B、D 5 C、D	
P. 66	[No. 31] 解説肢㉞	誤	㉞ ○ 記述のとおりである。特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校(研修所を含む)又は旅館の用途に供される建築物で、その用途部分の延べ面積が3000m <sup>2</sup> 以上のものをいう。	2024/11/20
		正	㉞ ○ 記述のとおりである。特定建築物とは、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする(バリアフリー法2条18号)。	
P. 86	[No. 9] 解説肢㉠	誤	㉠ × 例えば、学校や共同住宅などの特殊建築物であって床面積が100平方メートルを超えるものについては、用途変更にも建築確認申請が必要である(建築基準法6条、87条)。	2024/11/20
		正	㉠ × 例えば、学校や共同住宅などの特殊建築物であって床面積が200平方メートルを超えるものについては、用途変更にも建築確認申請が必要である(建築基準法6条、87条)。	
P. 90	[No. 15] 解説肢㉡	誤	㉡ ○ 記述のとおりである。例えば、床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える特殊建築物の場合などは、用途変更の際にも建築確認申請が必要となり(建築基準法87条1項、6条)、	2024/11/20
		正	㉡ ○ 記述のとおりである。例えば、床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える特殊建築物の場合などは、用途変更の際にも建築確認申請が必要となり(建築基準法87条1項、6条)、	

P. 93	[No. 20] 解説肢C、D	誤	<p>C <input checked="" type="checkbox"/> 特定街区は、都市計画区域について定めることができる（都市計画法8条）。特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの「最高限度」及び壁面の位置の制限を定める街区とする（都市計画法9条20項）。</p> <p>D <input type="checkbox"/> 記述のとおりである。建築物の敷地は、原則として道路に2メートル以上接しなければならない（建築基準法43条）。</p>	2023/5/16
		正	<p>C <input type="checkbox"/> 記述のとおりである。特定街区は、都市計画区域について定めることができる（都市計画法8条）。特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの「最高限度」及び壁面の位置の制限を定める街区とする（都市計画法9条20項）。</p> <p>D <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の敷地は、原則として道路に2メートル以上接しなければならない（建築基準法43条）。ここで、法43条は第3章にあるから、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用される（法41条の2、集団規定）。</p>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。